

答申第 96 号

平成14年9月27日

千葉県水道局長 椎名 賢 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年8月8日付け船北営第319号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年5月22日付けで異議申立人から提起された平成13年4月25日付け船北営第91号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県水道局長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分を開示すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年4月25日付け船北営第91号で行った「船橋市二和西6丁目24番の給水装置新設（増設・改造）承認申請書及び図面一式」（以下「本件文書」という。）の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 平成13年3月31日の二和町会の席上、水道工事の施工業者から「異議申立人の所有する玄関前私道を水道工事のため掘削する、植木も取り除き、異議申立人が購入して敷いていた砂利も取り除く」と突然宣告された。

その後、異議申立人が水道局船橋北営業所で調べたところ、平成12年秋に水道工事が承認されていたとのことであった。

この承認を得るための申請には、異議申立人の同意が必要であったにもかかわらず、異議申立人が知らないうちに当該工事が承認されたのはいかなる理由によるものか。申請に用いられた文書を開示いただきたい。

理由説明書で実施機関は「異議申立人に対して十分な説明が足りなかった」としているが、事実は「一切の説明がなかった」ものである。

平成13年4月16日、実施機関と話し合いをしたときは、部分開示する約束であった。

異議申立人が開示請求してきた文書は平成12年秋に水道工事を承認した文書のうち異議申立人の所有する私道に係わる部分であることを申し添える。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

開示内容は、船橋市二和西6丁目24番の異議申立人が所有する私道に関する工事計画であり、その他の特定個人が識別され得るものではない。

異議申立人の主張する文書開示は異議申立人以外の人物が特定されないよう個人情報保護の措置を行った後、異議申立人該当部分のみについて部分開示を求めるものである。

「開示請求者である異議申立人が所有する私道の部分であっても給水装置新設（増設・改造）承認申請者個人が識別される」とあるが、承認申請者は〇〇氏であることは既に明白であり、これが識別されるために不開示となるのは理由にならない。異議申立人はあくまで異議申立人に関する部分のみについての情報開示を求めているものであり、全情報の開示を求めているわけではない。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求書に所在地の「号」の記載がなかったため、平成13年7月2日に異議申立人と面談し請求内容を再度確認したところ、開示請求は異議申立人が所有する私道部分についてなされた給水装置新設（増設・改造）承認申請に係るものであることを確認している。

なお、請求箇所の共用道路（私道）には、実施機関が管理している配水管が敷設されており、その配水管から給水管へ分岐する取出しに係る部分である。

また、部分開示の約束はしていない。

- (2) 旧条例第11条第2号該当性について

#### ア 本号本文該当性について

異議申立人は自己の所有する私道における工事で他の特定個人が識別されるものではないと主張するが、開示請求先である船橋市二和西6丁目24番の記載で「号」数が無いため個人の識別は薄い。異議申立人との面談等の状況から、給水装置工事新設（増設・改造）承認申請者個人を特定した開示請求であって、開示請求者である異議申立人の所有する私道部分の工事であっても、給水装置新設（増設・改造）承認申

請者個人が識別される。よって、本号の個人情報に該当するから、不開示とすることが適当であると判断したものである。

イ 本号ただし書該当性について

請求の内容は、本号ただし書のイ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、千葉県水道事業給水条例第5条の規定により実施機関に提出された給水装置新設承認申請書及び給水装置（増設・改造）承認申請書並びに関係書類一式であり、「船橋市二和西6丁目24番の給水装置新設（増設・改造）承認申請書及び図面等一式」とした開示請求に対して特定されたもので、その構成は、以下のとおりである。

ア 給水装置（増設・改造）承認申請関係

- (ア) 既設装置調査報告書（給水装置増設・改造に係る報告書）
- (イ) 給水装置（増設・改造）承認申請書
- (ロ) 給水装置工事（増設・改造）設計・精算書
- (ハ) 給水装置工事設計・精算書（案内図、平面図、立面図、断面図）添付図面

イ 給水装置新設承認申請関係

- (ア) 既設装置調査報告書（給水装置新設に係る報告書）
- (イ) 給水装置新設承認申請書
- (ロ) 給水装置工事（新設）設計・精算書
- (ハ) 給水装置工事設計・精算書（案内図、平面図、立面図、断面図）添付図面

そこに記載されている情報は、別表1のとおりであるが、実施機関は、そのすべてを不開示とした。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本件文書の特定までの経緯について

異議申立人が開示請求書に記載した、行政文書の件名又は内容には行政文書を特定するに当たって不明な点（記載された地番の号までの記載がなかった等）があったため、実施機関において、請求の内容を確認したところ、異議申立人が所有する私道の部分の工事に係るものの請求であることが判明した。

このことから、実施機関は異議申立人の請求が本件文書の申請人（以下「申請人」

という。)を特定した請求であると判断した。

イ 本号本文該当性について

(ア) 実施機関は、上記アの判断から本件文書のすべてが個人に関する情報であり、本号本文に該当すると主張するので以下検討する。

異議申立人が行った開示請求は、上記(1)のとおり自己の所有する私道の地番を特定しているのみであり、申請人の氏名等を指定して請求したものではない。

その後、実施機関が行政文書を特定する段階で、申請人が提出した行政文書を請求されているものと判断したとしても、それをもって、特定個人を指定した開示請求と同一に扱ったことは、妥当を欠き誤りであると言わざるを得ない。

(イ) 確かに、異議申立人は意見書の中で、特定個人の名を挙げて、申請人が誰であるかは知っている旨主張しているが、本号の適用にあたっては、当該開示請求が誰からの請求であるか、又は開示請求者が請求にかかる情報の一部を知っているか、若しくは知り得る立場にいるか等の事情に左右されず、請求内容が上記(1)のとおりである限り、特定された本件文書において当該情報が個人識別情報に当たるかどうかを判断すべきである。

(ウ) そうすると、本件文書のうち、別表2に「旧条例第11条第2号に該当する情報」として記載した、申請人の住所、氏名等の直接特定個人が識別される情報及び申請に係る工事場所の表示のように登記簿謄本などの他の情報と結びつけることによって特定個人を識別でき得る情報は本号本文に該当するが、それ以外の情報は本号本文に該当しないものと認められる。

ウ 本号本文ただし書該当性について

上記イで本号本文に該当するとした部分は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は主張していないが、上記(2)で旧条例第11条第2号に該当しないとした部分に旧条例第11条第3号に該当すると思われる部分があるので検討する。

給水装置（増設・改造）承認申請書及び給水装置新設承認申請書の指定給水装置工事事業者名欄に押印されている代表者の印影は法人の内部管理に属する情報であり、開示されることにより当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められ本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないので、開示しないことができる情報

であると認められる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関は不開示とした部分のうち、別表2に記載した情報以外の情報を公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表1)

記録されている情報

文 書 名	記録されている情報
1. 既設装置調査報告書	受付番号、営業所長名、指定給水装置工事事業者名、給水装置工事主任技術者名（印影を含む。）、報告文、装置種別、工事場所、申請者氏名、既設水栓番号、使用材料の確認、構造の確認、他の水管・設備との切離確認、水圧試験、申請者の意見（日付、申請者名（印影を含む。））
2. 給水装置新設（増設・改造）承認申請書	申請日付、営業所長名、申請者（郵便番号、住所、ふりがな、氏名又は名称、電話番号、印影）、工事場所、給水装置の種類、指定給水工事事業者名（指定番号、住所、法人名、代表者名、電話番号、代表者印影）、給水装置工事主任技術者名（免許番号、氏名、印影）、添付書類、廃止前提、納入通知書送付先（郵便番号、住所、氏名又は名称、電話番号）、決裁欄
3. 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書	水栓番号（新設工事、増設・改造工事）、給水工事の種類、認定を希望する既設装置の種類、給水方式、配水管×取出口径、建物形態、計画一日最大給水量、宅地面積、給水申込納付金、工事内容、摘要（給水申込納付金の算定）、出納担当課取扱者印影、各日付（設計審査、承認、納入通知書発行、納付金納付等）
4. 給水装置設計・精算書（案内図、平面図、立面図、断面図）	工事場所、申請者名、指定工事事業者名、受付番号、水栓番号、案内図、平面図、立面図、給水装置工事主任技術者氏名（印影を含む。）

(別表2)

文 書 名	該当する情報
(旧条例第11条第2号に該当する情報)	
1. 既設装置調査報告書	給水装置工事主任技術者名（印影を含む。）、工事場所、申請者氏名、申請者の意見（申請者名（印影を含む。））
2. 給水装置新設（増設・改造）承認申請書	申請者（郵便番号、住所、ふりがな、氏名又は名称、電話番号、印影）、工事場所、給水装置工事主任技術者名（免許番号、氏名、印影）、納入通知書送付先（郵便番号、住所、氏名又は名称、電話番号）
3. 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書	
4. 給水装置設計・精算書（案内図、平面図、立面図、断面図）	工事場所、申請者名、案内図、給水装置工事主任技術者氏名（印影を含む。）
(旧条例第11条第3号に該当する情報)	
給水装置新設（増設・改造）承認申請書	法人（指定給水工事事業者）代表者の印影



別 紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
13. 8. 8	諮問書の受理
13. 9. 13	実施機関の理由説明書の受理
13. 11. 5	異議申立人の意見書の受理
14. 1. 23	審議
14. 5. 30	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 9. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年9月17日現在)